

長崎県県有施設広告掲出取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、長崎県県有施設広告掲出事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5条第3項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲出の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(規制業種又は事業者)

第2条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲出しないものとする。なお、広告を掲載中において、これらに該当するに至った場合も、同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融に係るもの
- (4) たばこに係るもの
- (5) 賭博、ギャンブルに係るもの（宝くじ、競馬及び競艇に係るものを除く）
- (6) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医業類似行為を行う施設に係るもの
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けているもの
- (9) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) 県の指名停止措置を受けているもの
- (12) 県税を滞納しているもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告を実施する業種又は事業者として適当でないと県が認め るもの

(掲載基準)

第3条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。なお、広告を掲載中において、これらに該当するに至った場合も、同様とする。

- 1 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - (1) 法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービスを提供す るもの
 - (2) 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
 - (3) その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
- 2 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - (1) 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、又は美化し たもの
 - (2) 酔悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - (3) 性的な表現等で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの

- (4) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
 - (5) その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- 3 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- (1) 他の者を誹謗し、中傷し、名誉毀損し、信用毀損し、業務妨害し、若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 第三者の氏名、写真及び談話並びに商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの並びにプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- 4 政治性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- (1) 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）
 - (2) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）
- 5 宗教性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- 宗教団体による布教推進等を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの（宗教団体の広告を含む。）
- 6 社会問題についての主義主張。例えば、次のようなものをいう。
- (1) 個人又は団体の意見広告
 - (2) 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれらを含むもの
- 7 個人又は団体の名刺広告
- 8 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- (1) 根拠のない表示又は誤解を招くような表現（統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際よりも又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を求められたときに提出されない場合は、不当な表示とみなす。））
 - (2) 非科学的又は迷信に類するもので、施設利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれがあるもの
 - (3) 射幸心をあおる表示又は表現（「最後の機会」、「今がチャンス」など）
 - (4) 誇大な表現を含むもの（「世界一」、「一番安い」など）
 - (5) 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して権威づけようとするもの
 - (6) 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
 - (7) 他人名義の広告
 - (8) 人材募集に見せかけて、売春の勧誘、斡旋等の疑いのあるもの
 - (9) 人材募集に見せかけて、商品、材料、機材等の売りつけ又は資金集めを目的としているもの

(10) その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）

9 比較広告。例えば、次のようなものをいう。

(1) 自己の供給する商品又はサービスについて、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの

(2) 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨若しくは保証する記述があるもの

10 良好的な景観の形成、風致の維持等を害するおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。

色又はデザインが景観と著しく違和感があるもの、意味が不明である等公衆に不快感を起こさせるものその他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれのあるもの

11 内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。

(1) 代理店募集、副業、内職、会員募集等でその目的、内容又は責任の所在が不明確なもの

(2) 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し方法、支払方法又は返品条件が不明確なもの

(3) 通信教育、講習会、塾又は学校に類似する名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの

(4) 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの

12 国、地方公共団体及びその他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体及びその他公共の機関が、別に認定等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。）

13 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。

(1) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

(2) 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現

(3) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

(4) 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

(5) ギャンブル等を肯定するもの

(6) 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

14 その他広告媒体の性質等により、広告を掲載することが適当でないと認められるもの。例えば、次のようなものをいう。

(1) 品位を損なう表現のもの

(2) 詐欺的なもの又は不良商法とみなされるもの

(3) 投機を著しくあおる表現のもの

(4) 債権取立て、示談引受けなどに関するもの

- (5) 占い、運勢判断などに関するもの
- (6) 通貨及び郵便切手の複写の使用
- (7) 謝罪又は釈明に類するもの
- (8) 尋ね人、養子縁組等に係るもの
- (9) 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

(掲載基準の適用)

第4条 第3条に定める基準の適用については、広告事業ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正又は削除を行うことにより、広告等を実施することができると認められる場合は、広告等に修正又は削除を求めることができる。

(広告媒体ごとの基準)

第5条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容、掲載等に関する基準が必要な場合は、広告媒体の財産管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年12月27日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年2月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年8月1日から施行する。